

狂犬病予防注射はお済みですか?

ID 1002006

狂犬病は動物にも人にもかかる感染症で、発症した場合の死亡率はほぼ100%という恐ろしい病気です。生後91日以上の犬を飼っている方は、毎年4月から6月までの間に狂犬病予防注射を受けることになっていますが、令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、接種期間が令和3年12月まで延長されています。

まだ注射がお済みでない場合は、動物病院で早めに注射を受けてください。
なお、予防注射の手続きは次のとおりです。

市が事務を委託している動物病院(市ウェブサイトに掲載)で予防注射を受けた場合

動物病院で「狂犬病予防注射済票」が交付されます(交付手数料550円が必要)。
その後の手続きは必要ありません。

市が事務を委託していない動物病院で予防注射を受けた場合

動物病院で発行された「狂犬病予防注射を実施したことの証明書」をお持ちのうえ、
中保健センターで「狂犬病予防注射済票」の交付の手続きをしてください(交付手数料550円が必要)。

獣医師の診断により予防注射を受けられなかった場合

動物病院で発行された「狂犬病予防注射を実施できなかつたことを証明する書類」を
中保健センターへ提出してください。

※予防注射の料金については、動物病院にお問い合わせください。



[問い合わせ] 一宮市動物愛護事務所(中保健センター内) ▶ 72-1122

不育症検査費補助制度のご案内

ID 1041647

先進医療として告示されている不育症検査について、市が補助を行っています。

対象者 2回以上の流産、死産の既往がある方 **補助額** 1回の検査につき上限5万円

対象検査 流産検体を用いた染色体検査(先進医療として告示されている不育症検査)

※先進医療の実施機関として承認されている保険医療機関で行った検査であり、保険適用されている不育症
に関する治療・検査を保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限ります。

申請期限 検査が終了した日の属する年度内(年度末に検査が終了した場合はご相談ください。)

※申請書類は、保健所で手続き方法を説明してお渡ししています。また、市ウェブサイトにも掲載しています。

[問い合わせ] 保健総務課 総務企画グループ ▶ 52-3851

医療安全相談窓口のご案内

ID 1038826

医療安全相談窓口では、医療に関する心配ごとや相談を受け付けるとともに、医療機関・患者・市民などに対して、助言
および情報提供等を行っています。保健所の相談員が中立的な立場でお話を伺い、問題解決の糸口を探すお手伝いをします。



そんな時は、医療安全相談窓口専用ダイヤル ▶ 52-3853までお気軽にご連絡ください。
市ウェブサイトの問い合わせメールからも受付しています。



受付日及び時間 月曜日～金曜日(土日祝日及び12月29日～1月3日除く)
午前8時30分～12時、午後1時～5時

[問い合わせ] 保健総務課 医務グループ ▶ 52-3853